

令和6年度
宮城県医療機関
物価高騰対策事業費補助金

Q & A

令和6年7月11日

宮城県保健福祉部医療政策課

目 次

1. 医療機関物価高騰対策事業費補助金について	1
Q. 01 補助金の目的は。	
Q. 02 補助金の交付額は。	
Q. 03 補助金の用途制限は。	
Q. 04 昨年度（令和5年度）実施した同補助金との変更点はなにか。	
2. 交付対象医療機関について	1
Q. 05 補助金の交付対象医療機関は。	
Q. 06 休止中の医療機関は対象となるか。	
Q. 07 休床している病床は対象となるか。	
Q. 08 医療機関は宮城県内にあるものの開設者所在地が宮城県内でない場合、申請できるか。	
Q. 09 現在廃止を視野に入れて運営しているが、申請できるか。	
Q. 10 国立大学法人や独立行政法人が運営する医療機関は交付対象か。	
Q. 11 市町村や一部事務組合が開設する医療機関は交付対象か。	
3. 申請書類について	2
Q. 12 申請書類は何が必要か。	
Q. 13 申請書類に代表印は必要か。	
Q. 14 証拠書類を提出する必要があるか。	
Q. 15 振込先情報には何を記載すればよいか。	
Q. 16 振込先通帳写しとは何を用意すればよいか。	
4. 補助金の申請について	2
Q. 17 申請の受付期限はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。	
Q. 18 どのように申請するのか。	
Q. 19 法人が複数の医療機関を運営している場合、医療機関ごとの申請になるのか。	
Q. 20 郵送による申請は可能か。	
Q. 21 申請後、記入誤りなどに気付いた場合はどうすればよいか。	
5. その他	3
Q. 22 補助金の問い合わせ先は。	
Q. 23 補助金の申請後に、電話がかかってくることはあるのか。	

1. 医療機関物価高騰対策事業費補助金について

Q. 01 補助金の目的は。

食料料費の高騰が続く中、安定的な入院患者に対する食事の提供を支援するため、病院及び有床診療所のかかり増し経費の負担に対し一定の支援を行うものです。

なお、この補助金は、令和6年4月及び5月分の食料料費高騰に対して支援を行うものです。

Q. 02 補助金の交付額は。

対象医療機関	計算	単価
病院、有床診療所	1床当たり※	3,200円

※ 算定の基礎となる病床数は、令和6年4月1日時点での医療法上の許可病床数

Q. 03 補助金の用途制限は。

用途制限はありませんが、Q. 01 のとおり入院患者に対する食事の提供を支援する目的で交付するものであり、制度の趣旨に鑑み医療機関ごとの判断の上御活用ください。

Q. 04 昨年度（令和5年度）実施した同補助金との変更点はなにか。

令和5年度の同補助金は、原油価格やエネルギー・食料品等の物価高騰の影響下における安定的な医療サービスの提供を支援するため、無床診療所なども含め、幅広い施設に対して補助金の交付を実施しました。

今回の事業については、食料料費の物価高騰を反映した診療報酬改定が4月から6月に延期されたことを受け、厚生労働省の支援を受けて病院及び有床診療所を対象に実施するものです。

2. 交付対象医療機関について

Q. 05 補助金の交付対象医療機関は。

宮城県内に所在し、食料料費の物価高騰の影響を受けている病院及び有床診療所が対象となります。

※令和6年4月1日時点で東北厚生局長から保険医療機関として指定されている医療機関

【対象外】 次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ・国が開設又は運営するもの
- ・食事を提供していない医療機関や、食事に係る診療報酬を請求していない医療機関
- ・暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ・県税に未納があるもの

Q. 06 休止中の医療機関は対象となるか。

令和6年4月1日時点で休止中の医療機関は対象となりません。

Q. 07 休床している病床は対象となるか。

令和6年4月1日から令和6年5月31日までの期間に、入院時の食事の提供を全く行っていない医療機関については、対象となりません。

食事の提供を行っているのであれば、休床中の病床も含めた許可病床数で申請してください。

Q. 08 医療機関は宮城県内にあるものの開設者所在地が宮城県内でない場合、申請できるか。

開設者所在地が宮城県外であっても、宮城県内を所在地とする医療機関が存在する場合、当該医療機関分については対象となります。

Q. 09 現在廃止を視野に入れて運営しているが、申請できるか。

Q. 05 の交付対象医療機関の条件を満たしている場合は、申請が可能です。

Q. 10 国立大学法人や独立行政法人が運営する医療機関は交付対象か。

対象となります。

Q. 11 市町村や一部事務組合が運営する医療機関は交付対象か。

対象となります。

3. 申請書類について

Q. 12 申請書類は何が必要か。

宮城県電子申請システムでの申請を原則としますので、入力フォームに従って記入願います。

なお、電子申請システムによる送信の際に、振込先通帳（預金通帳等）写し（画像データ）※の添付が必要になります。 ※→Q. 16 参照

Q. 13 申請書類に代表印は必要か。

宮城県電子申請システムでの申請を原則としますので、代表印は不要です。

Q. 14 証拠書類を提出する必要があるか。

提出の必要はありません。

Q. 15 振込先情報には何を記載すればよいか。

今回の補助金を受け取りたい口座を記入してください。

Q. 16 振込先通帳写しとは何を用意すればよいか。

通帳の表紙と、表紙裏の見開きの写真（画像）データ（金融機関名、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）が判別できるもの）を添付してください。

※ファイル名は「保健医療機関番号・医療機関名」としてください。

※画像が鮮明であり内容が読み取れるものであるかどうかをあらかじめ確認してください。

4. 補助金の申請について

Q. 17 申請の受付期限はいつまでか。また、補助金の交付はいつか。

申請受付期限は、令和6年8月27日（火）としています。

補助金の交付は、審査を終えたものから順次行い、令和6年9月中には完了することを予定しています。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。

Q. 18 どのように申請するのか。

宮城県電子申請システムから申請いただきます。下記の URL の電子申請システムにアクセスし、必要事項を記入の上、必要データを添付して送信してください。

⇒<https://www.shinsei.elg-front.jp/miyagi2/uketsuke/form.do?id=1719555211027>

※振込先通帳の表紙と、表紙裏の見開きの写真（画像）データ（金融機関名、支店名、支店コード、口座種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）が判別できるもの）を必ず添付してください。

※ファイル名は「保健医療機関番号・医療機関名」としてください。

Q. 19 法人が複数の医療機関を運営している場合、医療機関ごとの申請になるのか。

医療機関ごとに申請してください。

Q. 20 郵送による申請は可能か。

宮城県電子申請システムによる申請が原則となります。宮城県電子申請システムによる申請ができない場合は、個別に宮城県医療政策課にお問い合わせください。【Q. 22 参照】

Q. 21 申請後、記入誤りなどに気付いた場合はどうすればよいか。

宮城県医療政策課にお問い合わせください。【Q. 22 参照】

5. その他

Q. 22 補助金の問い合わせ先は。

宮城県医療政策課にお問い合わせください。

<電話番号> 022-211-2614

<E-mail> iryo-r6hojo@pref.miyagi.lg.jp

Q. 23 補助金の申請後に、電話がかかってくることはあるのか。

申請書に不備があった場合など、内容確認や修正をお願いするために宮城県医療政策課から連絡をすることがあります。